

大田原市自転車の安全な利用に関する条例 が改正されました。

栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定に伴い、令和4年7月1日から自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されます。

大田原市では、令和元年9月30日に「大田原市自転車の安全な利用に関する条例」を制定しましたが、栃木県条例の制定に合わせて関係部分を一部改正することで、自転車の安全な利用の促進及び被害者の保護を図り、市民の皆様が安全で安心して暮らすことができる交通環境づくりを推進してまいります。

保護者の定義（第2条）の新設

「保護者」について定義（第2条第5号）

保護者について定義することで、万が一、監護するお子さんが利用される自転車で、相手方を死傷させる加害事故を発生させて、高額な損害賠償責任を負った場合に対応できるよう、自転車損害賠償責任保険等への加入義務を含めた「保護者の責務」の項目（第7条）を新設しました。

保護者の責務（第7条）の新設

乗車用ヘルメットの着用、自転車の点検整備等の努力義務
保護者は、監護する未成年のお子さんが自転車を利用する場合に、自転車の安全で適正な利用に関する教育（第7条第1項）、乗車用ヘルメットの着用（第7条第2項）及び自転車の点検整備（第7条第3号）を行うことを努力義務としました。

自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化

責任能力のない未成年のお子さんであっても、自転車事故の加害者となって相手方を怪我させた場合には、民事上の損害賠償責任が発生することから、今一度、自転車損害賠償責任保険等の加入状況をご確認いただき、万が一の高額損害賠償請求にも備えるためにも、未成年者を監護する保護者に対して、自転車損害賠償責任保険等の加入を義務化しました（第7条第4項）。

条例の施行期日

本条例は、令和4年4月1日から施行します。ただし、自転車損害賠償責任保険等の保険加入を義務化する第6条第4項、第7条第4項、第8条第5項の規定については、令和4年7月1日に施行します。

自転車利用者の責務（第6条）の改正

自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化

自転車事故による損害賠償責任に備えるため、未成年者を除く自転車利用者に対しても、自転車損害賠償責任保険等への加入を努力義務としていたものから、加入義務へ改正しました（第6条第4項）。

事業者の役割（第8条）の改正

乗車用ヘルメットの着用の努力義務

事業者の役割として、従業員が事業活動で自転車を利用する場合、当該従業員に対して乗車用ヘルメットの着用を努力義務としました（第8条第4項）。

自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化

事業者は、従業員が事業活動において自転車を利用する場合、自転車損害賠償責任保険等への加入義務とすることを新たに設けました（第8条第5項）。

自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供

大田原市による自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供市は、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車利用者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性に関する情報の提供及び助言を行ふものとします。（第12条第1項）

学校設置者等による自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供学校の設置者及び校長は、自転車を利用する児童、生徒又は学生及びその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するものとします。（第12条第2項）

自転車損害賠償責任保険等への加入状況を今一度、ご確認下さい。

すでにご加入中の保険等に付帯されている場合もありますので、裏面に記載のチェックシートをご覧いただき、自転車損害賠償責任保険等への加入状況について、今一度、お確かめ下さい。

自転車損害賠償責任保険等 加入状況確認シート

自転車利用中の事故によって他人にケガをさせてしまった場合などに備えて、相手の生命または身体の損害を補償できる保険（自転車損害賠償責任保険等）に加入していますか？

はい

わからない

いいえ

自動車保険、傷害保険、火災保険のいずれかに加入していますか？

はい

わからない

いいえ

共済、各種団体保険（職場で加入している保険、学校・PTAの保険等）のいずれかに加入していますか？

はい

わからない

いいえ

自転車損害賠償責任保険等に相当する補償が基本補償または特約（※）としてついていますか？

※名称については、保険会社によって異なります。

はい

わからない

すでに自転車損害賠償責任保険等に加入しています。

自転車損害賠償責任保険等への加入をおすすめします。

保険証等をご用意のうえ、ご加入の保険会社にご確認ください。
補償がない場合には、自転車損害賠償責任保険等への加入をおすすめします。

事故による損害を補償する自転車損害賠償責任保険等の種類一覧

■日常生活での賠償責任保険等

種類	概要	
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	職場等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	学校・PTAの保険	学校・PTAが窓口の保険
共済	全労災、県民共済など	
T S マーク付帯保険	自転車の車両整備に付帯した保険	
クレジットカードの付帯保険	クレジットカードに付帯した保険	

■業務中での賠償責任保険等（事業者向け）

種類	概要
施設所有者賠償責任保険	業務活動中の事故に備えた保険
T S マーク付帯保険	自転車の車両整備に付帯した保険

加入されている保険の詳細については、各保険会社にお問い合わせください。



問合せ先／大田原市役所危機管理課
TEL 0287-23-9301